

## 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1. 現在の状況について

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
む つ 市	52.3 歳	62 人	355,745 円	381,923 円	375,771 円
うち学校給食員	50.5 歳	22 人	345,245 円	371,993 円	365,179 円
うち用務員	55.1 歳	15 人	374,453 円	402,007 円	396,060 円
うち自動車運転手	52.1 歳	10 人	363,480 円	396,250 円	394,400 円
その他	51.4 歳	15 人	347,280 円	371,753 円	368,860 円
青森県	46.2 歳	589 人	318,900 円	364,077 円	344,585 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円
類似団体	48.0 歳	63 人	313,225 円	346,346 円	330,862 円

区 分	民 間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
む つ 市	—	—	— 円	
うち学校給食員	調理師	44.4 歳	206,600 円	1.80
うち用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.77
うち自動車運転手	自家用自動車運転手	49.3 歳	196,800 円	2.01
その他	—	—	— 円	—
青森県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
む つ 市	6,309,276 円	—	—
うち調理師	6,119,716 円	2,852,300 円	2.15
うち用務員	6,608,984 円	3,284,300 円	2.01
うち自動車運転手	6,589,900 円	2,554,300 円	2.58

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16年～平成18年）  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職種別、年齢別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

（単位：人）

区分	35歳未満	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計	平均年齢 歳・月
むつ市	0	3	5	7	9	14	24	0	62	52・3
うち学校給食員		2	2	3	3	7	5		22	50・5
うち用務員					2	5	8		15	55・11
うち自動車運転手		1		1	3	2	3		10	52・1
その他			3	3	1		8		15	51・4

平成19年地方公務員給与実態調査の区分、数値による。

(3) 給与に関する事項について

ア 給料表について

技能職等給料表を適用している。

具体的には4級制で、1級の1号給から13号給までの部分には国の行政職俸給表（二）を使用し、14号給から16号給までは独自部分、17号給から109号給まではむつ市の行政職給料表（1）の1級1号給から93号給までを対応させている。2級から4級まではむつ市の行政職給料表（1）と同一のものである。

イ 手当について

技能職等給料表適用職員と他の給料表適用職員の間、支給される手当の相違はない。

ただし、従事する勤務の特殊性に応じて支給される特殊勤務手当において、特定の職員に支給されるものがある。

火葬業務手当（4,000円/月）

職員が火葬業務に従事したときに支給するとなっているが、現在、技能労務職である斎場管理員に支給されている。

※特殊勤務手当については、平成19年度から改正され、これまで支給の対象とされていたボイラー操作手当、家畜管理手当、特殊自動車運転運転作業手当については廃止した。

ウ 昇給基準について

昇給基準についても他の給料表適用職員との差異はなく、以下の区分により行うこととしている。ただし、現在のところ、上位の区分については適用していない。

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳以下の職員	8	6	4	2	0
55歳未満の職員	4	3	2	1	0

A：極めて良好

B：特に良好

C：良好

D：やや良好

E：良好でない

## 2. 基本的な考え方について

技能労務職の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすることが要請されているところであり、地域の民間給与の実態把握に努め、国及び県並びに他市町村の状況も参酌しながら、制度・運用の適正化を図る

## 3. 具体的な取組内容について

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、「経済財政改革の基本方針2007」において、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとするとされているところであることから、平成21年度以降を目途に、県人事委員会が実施する職種別民間給与実態調査の機会等を活用し調査・分析を重ね、国公準拠を基本としながら給料表の見直しを行う。

## 4. その他

技能労務職員については、原則として退職者不補充としている。

平成18年3月に策定されたむつ市行政改革大綱の中において、民間委託の推進、指定管理者制度の活用が示されているところであり、委託・移譲、指定管理者制度導入の可能性、事業の必要性等について、今後とも検討、実施していく。